

各項目に関する委員長説明

■議会倫理のルール化

特に、議員の倫理については、議会基本条例第5条で「議員は、選挙で選ばれた者として、重大な使命を有しており、高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、品位の保持及び政治倫理の向上に努めなければならない」議員の倫理について定めて努力義務を定めている。

しかし、詳細については明確な定めがないため、議員や議会に関する課題について、正副議長や事務局がそれぞれ個別に対応しているが、その負担も増大していると感じている。議員が順守すべき事項について詳細を定めておくことで、倫理意識のさらなる向上を図り、課題に対して対応できるルールを定める必要性についてご判断いただきたい。

■委員会のネット配信

平成23年の代表者会で議会改革が議論され、全会一致で合意されるも、配信方法や予算等の課題から未だ導入に至っていない。議会のデジタル化が進む中で、動画配信についても考慮しながら準備をする必要があることから、ネット配信の実行についてご判断いただきたい。

■議会だよりについて

これまでも議会改革の中で議論されてきたが、紙面の減少や予算の増大に関する合意を得ることができず、議会だよりのA4化が凍結された経緯がある。

しかし、皆さんもご承知の通り、視察調査でも確認しているが、本市議会と同じタブロイド版の議会だよりを発行している議会はほぼ無い。

先日、議会だよりの配布方法が変更されることに伴い、発行回数を減らすことが確認された。これからはデジタル化の進展による予算増大を念頭に、議会だよりのデジタル化を進め、紙媒体の議会だよりの発行費用や配布費用に関しても改善を図る必要があることから、まずはA4化を導入する必要があると考える。